

鳥取県告示第419号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成19年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、<u>若しくは</u>広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、<u>鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局</u>において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 条例第2条第1項第1号の知事が指定する地域は、次に掲げる国宝、重要文化財又は県指定保護文化財の周囲50メートル以内の地域とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県指定保護文化財</td> <td style="text-align: center;">神崎神社本殿</td> <td style="text-align: center;">東伯郡琴浦町大字赤碕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側50メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道9号</td> <td style="text-align: center;">鳥取市福部町湯山字池淵2070-1地先から同市浜坂字宇都路谷1042-2地先まで 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953-8地先から同郡北</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	所在地	略			県指定保護文化財	神崎神社本殿	東伯郡琴浦町大字赤碕	略			路線名	区 間	略		一般国道9号	鳥取市福部町湯山字池淵2070-1地先から同市浜坂字宇都路谷1042-2地先まで 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953-8地先から同郡北	<p>鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、<u>又は</u>広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、<u>鳥取県県土整備部都市計画課並びに日野総合事務所県土整備局及び各地方県土整備局</u>において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 条例第2条第1項第1号の知事が指定する地域は、次に掲げる国宝、重要文化財又は県指定保護文化財の周囲50メートル以内の地域とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県指定保護文化財</td> <td style="text-align: center;">神崎神社本殿</td> <td style="text-align: center;">東伯郡赤碕町大字赤碕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側50メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線名</th> <th style="text-align: center;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道9号</td> <td style="text-align: center;">岩美郡福部村大字湯山字池淵2070-1地先から鳥取市浜坂字宇都路谷1042-2地先まで 東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下1953-8地先から同郡大栄町</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	所在地	略			県指定保護文化財	神崎神社本殿	東伯郡赤碕町大字赤碕	略			路線名	区 間	略		一般国道9号	岩美郡福部村大字湯山字池淵2070-1地先から鳥取市浜坂字宇都路谷1042-2地先まで 東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下1953-8地先から同郡大栄町
種別	名称	所在地																																			
略																																					
県指定保護文化財	神崎神社本殿	東伯郡琴浦町大字赤碕																																			
略																																					
路線名	区 間																																				
略																																					
一般国道9号	鳥取市福部町湯山字池淵2070-1地先から同市浜坂字宇都路谷1042-2地先まで 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953-8地先から同郡北																																				
種別	名称	所在地																																			
略																																					
県指定保護文化財	神崎神社本殿	東伯郡赤碕町大字赤碕																																			
略																																					
路線名	区 間																																				
略																																					
一般国道9号	岩美郡福部村大字湯山字池淵2070-1地先から鳥取市浜坂字宇都路谷1042-2地先まで 東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下1953-8地先から同郡大栄町																																				

	栄町東園字沖稻場763 - 1地先まで
	西伯郡大山町安原字朝引749 - 1地先から島根県との県境まで
	鳥取市気高町八束水字鶴木谷755 - 1地先から東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821 - 1地先まで
一般国道178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭651-14地先から同町大字牧谷字砂濱690-128地先まで
一般国道183号	日野郡日南町丸山字下モ河原177 - 1地先から同郡日野町福長字吹ノ原中道下夕1620地先まで
一般国道313号	倉吉市和田字沼551 - 1地先から東伯郡北栄町弓原字東浜1121 - 2地先まで
一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷578 - 1地先から同町大字尾見字中村皆地117 - 5地先まで
略	
県道赤碓大山線	西伯郡大山町羽田井字萩原1731 - 1地先から同町大山字博労座43 - 8地先まで
県道倉吉赤碓中山線	東伯郡琴浦町大字中津原字家ノ上374 - 2地先から同町大字別宮字上馬野212 - 1地先まで
	東伯郡琴浦町大字山川字新田ケ平ル656 - 2地先から西伯郡大山町羽田井字萩原1844 - 10地先まで
略	
県道東伯野添線	東伯郡琴浦町大字中津原字家ノ上377 - 2地先から倉吉市関金町野添字野津3526 - 3地先まで
県道倉吉江府溝口線	倉吉市関金町明高字野中982 - 5地先から西伯郡伯耆町岩立字辻堂1067 - 1地先まで
略	
県道大山口停車場大山線	略 西伯郡大山町大山字大山115 - 5地先から同郡伯耆町岩立字榎水高原9 - 5地先まで
県道湯山鳥取線	鳥取市福部町湯山字池淵2072 - 3地先から同市覚寺字椎谷847 - 10地先まで

	大字東園字沖稻場763 - 1地先まで
	西伯郡大山町安原字朝引749 - 1地先から同市陰田町962 - 1地先まで
一般国道178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭651-14地先から同町大字牧谷字砂濱690-128地先まで
一般国道178号	岩美郡岩美町大字小羽尾字浜頭651-14地先から同町大字牧谷字砂濱690-128地先まで
略	
県道赤碓大山線	西伯郡中山町羽田井字萩原1731 - 1地先から同郡大山町大山字博労座43 - 8地先まで
県道倉吉赤碓中山線	東伯郡東伯町大字中津原字家ノ上374 - 2地先から同町大字別宮字上馬野212 - 1地先まで
	東伯郡赤碓町大字山川字新田ケ平ル656 - 2地先から西伯郡中山町羽田井字萩原1844 - 10地先まで
略	
県道東伯野添線	東伯郡東伯町大字中津原字家ノ上377 - 2地先から同郡関金町大字野添字野津3526 - 3地先まで
県道倉吉江府溝口線	東伯郡関金町大字明高字野中982 - 5地先から日野郡溝口町岩立字辻堂1067 - 1地先まで
略	
県道大山口停車場大山線	略 西伯郡大山町大山字大山115 - 5地先から日野郡溝口町岩立字榎水高原9 - 5地先まで
県道湯山鳥取線	岩美郡福部村大字湯山字池淵2072 - 3地先から鳥取市覚寺字椎谷847 - 10地先まで

県道大山寺岸本線	西伯郡伯耆町金屋谷字朽谷原3 - 1地先から同町小林字下ノ原120 - 1地先まで
略	
県道鳥取砂丘細川線	鳥取市福部町細川字湊726 - 608地先から同市福部町湯山字高浜2164 - 457地先まで 鳥取市福部町細川字湊727 - 44地先から同字727 - 57地先まで
略	
岩美町道陸上中央線	岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑33 - 1地先から同町大字小羽尾字浜頭651 - 14地先まで

(2) 次に掲げる道路の日野川側500メ - トル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道181号	日野郡日野町根雨字ヲソコエ713 - 1地先から西伯郡伯耆町溝口字柳原59 - 2地先まで
略	

3 条例第2条第1項第4号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

名称	地 域
東郷池	東伯郡湯梨浜町大字松崎のうち字上町、字長坂、字阿弥陀、字南岡平、字町浦、字田町、字仲町及び字新町の地域、同町大字旭の地域、同町大字中興寺のうち字谷口、字市場頭、字中坪、字松原、字小草及び字四月井手の地域、 <u>同町大字龍島の地域並びに同町大字はわい温泉のうち字宮ノ本の地域</u>
略	

4 略

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メ - トルを超え、1,000メ - トル以内の地域で当該道路から展望できる場所

略	
一般国道9	西伯郡大山町安原字朝引749 - 1

県道大山寺岸本線	日野郡溝口町金屋谷字朽谷原3 - 1地先から西伯郡岸本町小林字下ノ原120 - 1地先まで
略	
県道鳥取砂丘細川線	岩美郡福部村大字細川字湊726 - 608地先から同村大字湯山字高浜2164 - 457地先まで
略	
岩美町道陸上中央線	岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑33 - 1地先から同町大字小羽尾字浜頭651 - 14地先まで
福部村道細川湊線	岩美郡福部村大字細川字湊727 - 44地先から同字727 - 57地先まで

(2) 次に掲げる道路の日野川側500メ - トル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道181号	日野郡日野町根雨字ヲソコエ713 - 1地先から同郡溝口町溝口字柳原59 - 2地先まで
略	

3 条例第2条第1項第4号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

名称	地 域
東郷池	東伯郡東郷町大字松崎のうち字上町、字長坂、字阿弥陀、字南岡平、字町浦、字田町、字仲町及び字新町の地域、同町大字旭の地域、同町大字中興寺のうち字谷口、字市場頭、字中坪、字松原、字小草及び字四月井手の地域並びに <u>同町大字龍島の地域並びに同郡羽合町大字上浅津のうち字宮ノ本の地域</u>
略	

4 略

5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メ - トルを超え、1,000メ - トル以内の地域で当該道路から展望できる場所

略	
一般国道9	西伯郡大山町安原字朝引749 - 1

号	地先から島根県との県境まで 鳥取市気高町八束水字鶴木谷755 - 1地先から東伯郡湯梨浜町はわ い長瀬字又四郎開1821-1地先まで
一般国道183号	日野郡日南町丸山字下モ河原177 - 1地先から同郡日野町福長字吹 ノ原中道下夕1620地先まで
一般国道313号	倉吉市和田字沼551 - 1地先から 東伯郡北栄町弓原字東浜1121 - 2 地先まで
一般国道373号	八頭郡智頭町大字駒帰字ウス谷 578 - 1地先から同町大字尾見字 中村皆地117 - 5地先まで

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
県道鳥取鹿野倉吉線	鳥取市鹿野町河内字別所河原 2711 - 3地先から東伯郡三朝町大 字三徳字馬場1578 - 3地先まで
県道赤碓大山線	東伯郡琴浦町大字赤碓字溝上谷詰 東平297 - 1地先から西伯郡大山 町羽田井字萩原1731 - 1地先まで
県道名和岸本線	略 西伯郡大山町飯戸字向原1544 - 3 地先から同郡 <u>岸本町</u> 吉定字岡本39 2地先まで
県道倉吉江府溝口線	西伯郡伯耆町岩立字辻堂1051地先 から同町溝口字澤田59 - 2地先ま で
略	

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道183号	<u>2の(1)、2の(2)及び5の(1)</u> の表に掲げる区間以外の県内の区 間
一般国道313号	<u>2の(1)及び5の(1)の表に掲げ る区間以外の県内の区間</u>
一般国道373号	<u>2の(1)及び5の(1)の表に掲げ る区間以外の県内の区間</u>
一般国道482号線	略 鳥取市用瀬町用瀬字樋ノ口475 - 2地先から同市佐治町 <u>栃原</u> 字辰巳

号	地先から同市陰田町962 - 1地先 まで
---	--------------------------

(2) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
県道鳥取鹿野倉吉線	気高郡鹿野町大字河内字別所河原 2711 - 3地先から東伯郡三朝町大 字三徳字馬場1578 - 3地先まで
県道赤碓大山線	東伯郡赤碓町大字赤碓字溝上谷詰 東平297 - 1地先から西伯郡中山 町羽田井字萩原1731 - 1地先まで
県道名和岸本線	略 西伯郡大山町飯戸字向原1544 - 3 地先から同郡 <u>岸本町</u> 吉定字岡本39 2地先まで
県道倉吉江府溝口線	日野郡溝口町岩立字辻堂1051地先 から同町溝口字澤田59 - 2地先ま で
略	

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
一般国道183号	2の(2)の表に掲げる区間以外の 県内の区間
一般国道313号	県内全線
一般国道373号	県内全線
一般国道482号	略 八頭郡用瀬町大字用瀬字樋ノ口 475 - 2地先から八頭郡佐治村大

	峠385地先まで
略	
県道鳥取鹿野倉吉線	鳥取市幸町1 - 6地先から同市鹿野町鹿野字大工町尻2443 - 10地先まで
	略
略	
県道倉吉青谷線	倉吉市上井町一丁目10 - 14地先から東伯郡湯梨浜町大字園字池淵2191 - 1地先まで
県道倉吉由良線	全線
略	
県道鳥取国府岩美線	鳥取市吉方二丁目514地先から同市国府町雨滝字細入212 - 4地先まで
	略
県道郡家鹿野気高線	鳥取市河原町袋河原字上内河原1 - 1地先から同市長谷字川向319 - 1地先まで 鳥取市鹿野町鹿野字大工町尻2447 - 10地先から同市気高町浜村字西浜783 - 1124地先まで
略	
県道東伯野添線	東伯郡琴浦町大字丸尾字女給102 - 2地先から同町大字別宮字松平213 - 1地先まで
県道倉吉江府溝口線	倉吉市関金町安歩字金谷渡り393 - 5地先から同市関金町大字明高字野中965 - 1地先まで
略	
県道長和田羽合線	全線
県道余子停車場線	全線
略	
県道三朝温泉木地山線	東伯郡三朝町大字三朝字森崎774 - 4地先から同町大字山田字徳呂844 - 8地先まで
略	
県道羽合東伯線	全線
県道若葉台東町線	全線
町道岸本大	西伯郡伯耆町久古字陣場1469 - 3

	字栃原字辰巳峠385地先まで
略	
県道鳥取鹿野倉吉線	鳥取市幸町1 - 6地先から気高郡鹿野町大字鹿野字大工町尻2443 - 10地先まで
	略
略	
県道倉吉青谷線	倉吉市上井町一丁目10 - 14地先から東伯郡泊村大字園字池淵2191 - 1地先まで
県道倉吉由良線	一般国道9号との重用区間以外の区間
略	
県道鳥取国府岩美線	鳥取市吉方二丁目514地先から岩美郡国府町大字雨滝字細入212 - 4地先まで
	略
県道郡家鹿野気高線	八頭郡河原町大字袋河原字上内河原1 - 1地先から鳥取市長谷字川向319 - 1地先まで 気高郡鹿野町大字鹿野字大工町尻2447 - 10地先から同郡気高町大字浜村字西浜783 - 1124地先まで
略	
県道東伯野添線	東伯郡東伯町大字丸尾字女給102 - 2地先から同町大字別宮字松平213 - 1地先まで
県道倉吉江府溝口線	東伯郡関金町大字安歩字金谷渡り393 - 5地先から同町大字明高字野中965 - 1地先まで
略	
県道長和田羽合線	全線
略	
県道三朝温泉木地山線	東伯郡三朝町大字三朝字森崎774 - 4地先から同町大字大瀬字栗谷ノ内本谷1 - 1地先まで
略	
県道羽合東伯線	全線
町道岸本大	西伯郡岸本町久古字陣場1469 - 3

原線	地先から同町大原字上原的場834 - 1地先まで
大山第2広 域農道	西伯郡伯耆町丸山字大曾根2249 - 1地先から同町丸山字赤溜600 - 1地先まで
岸溝農免農 道	西伯郡伯耆町大原字上原的場834 - 1地先から同町大原字上原山 937 - 1地先まで

(4) 略

(5) 次に掲げる鉄道の大山側500メ - トル以内の
地域及び大山に面しない側200メートル以内の地
域で当該鉄道から展望できる場所

線路名		区間
西日本旅客 鉄道株式会 社	伯備線	西伯郡伯耆町溝口字矢 ノ尻755 - 4地先から 米子市今在家字下井ノ 上42 - 2地先まで
	略	

(6) 略

原線	地先から同町大原字上原的場834 - 1地先まで
大山第2広 域農道	西伯郡岸本町丸山字大曾根2249 - 1地先から同町丸山字赤溜600 - 1地先まで
岸溝農免農 道	西伯郡岸本町大原字上原的場834 - 1地先から同町大原字上原山 937 - 1地先まで

(4) 略

(5) 次に掲げる鉄道の大山側500メ - トル以内の
地域及び大山に面しない側200メートル以内の地
域で当該鉄道から展望できる場所

線路名		区間
西日本旅客 鉄道株式会 社	伯備線	日野郡溝口町溝口字矢 ノ尻755 - 4地先から 米子市今在家字下井ノ 上42 - 2地先まで
	略	

(6) 略